

神奈川区公告第 79 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 19 日

横浜市 神奈川区長 鈴木 茂久

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	国民健康保険料令和 8 年度 6 月期分督促状	
(注意) 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

神奈川区

井川 和子

今井 剛

LI JIACHENG

HAN HONGZHI

KUANG YU

CAO YIYANG

山根 佳誠

JIANG AILIN

NGUYEN VAN HAO

菅原 羽波

ABDULLAH MD

MBAWALA ANNA STEPHANO

青山 真宙

畑 真生

WANG DONGRUI

KIM BYUL

門倉 海愛

田口 柊那

DROST MATTHIJS THOMAS

SHUNE EI THANDAR AUNG

ACHARYA KRISHNA

小林 雄二

BAYARTSENGEL BAYARKHUU

新田 麻衣

池上 みちる

SHRESTHA PRAKASH

DINH QUANG TUAN

羽生 利洋

佐藤 翔弥